

平成31年度北海道一般会計予算

平成31年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,609,664,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		604,654,984
	1 道 民 税	165,810,902
	2 事 業 税	124,329,068
	3 地 方 消 費 税	143,503,855
	4 不 動 産 取 得 税	16,508,727
	5 道 た ば こ 税	7,152,745
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,531,964
	7 自 動 車 取 得 税	4,894,379
	8 軽 油 引 取 税	58,540,396
	9 自 動 車 税	80,020,471
	10 鉦 区 税	27,024
	11 道 固 定 資 産 税	581,550

款	項	金 額
	12 狩 獵 稅	50,316
	13 核 燃 料 稅	899,960
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	803,627
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		221,807,490
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	221,807,490
3 地 方 讓 與 稅		102,082,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 與 稅	88,454,000
	2 地 方 揮 發 油 讓 與 稅	12,153,000
	3 石 油 ガ ス 讓 與 稅	620,000
	4 自 動 車 重 量 讓 與 稅	356,000
	5 森 林 環 境 讓 與 稅	306,000
	6 航 空 機 燃 料 讓 與 稅	193,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,273,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,273,000

款	項	金 額
5 地 方 交 付 税		508,100,000
	1 地 方 交 付 税	508,100,000
6 交通安全対策特別交付金		1,167,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,167,000
7 分担金及び負担金		13,563,807
	1 分 担 金	1,821,124
	2 負 担 金	11,742,683
8 使用料及び手数料		23,909,361
	1 使 用 料	14,029,680
	2 手 数 料	371,497
	3 証 紙 収 入	9,508,184
9 国 庫 支 出 金		326,760,822
	1 国 庫 負 担 金	81,421,082
	2 国 庫 補 助 金	236,981,525

款	項	金額
	3 委 託 金	8,358,215
10 財 産 収 入		10,570,260
	1 財 産 運 用 収 入	3,785,785
	2 財 産 売 払 収 入	6,784,475
11 寄 附 金		9,981
	1 寄 附 金	9,981
12 繰 入 金		11,825,983
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,315,534
	2 基 金 繰 入 金	7,510,449
13 諸 収 入		144,041,284
	1 延滞金、加算金及び過料等	962,062
	2 預 金 利 子	8,382
	3 貸 付 金 収 入	124,011,653
	4 受 託 事 業 収 入	9,086,769

款	項	金 額
	5 収 益 事 業 収 入	5, 009, 227
	6 雜 入	4, 963, 191
14 道 債		638, 898, 300
	1 道 債	638, 898, 300
歲 入 合 計		2, 609, 664, 272

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,762,947
	1 議 会 費	3,762,947
2 総 務 費		245,743,009
	1 総 務 管 理 費	90,397,149
	2 徴 税 費	135,054,369
	3 学 事 宗 務 費	9,120,821
	4 防 災 費	2,124,060
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,074,889
	6 危 機 管 理 費	4,559
	7 領 土 復 帰 対 策 費	761,674
	8 会 計 管 理 費	713,100
	9 選 挙 費	5,548,905
10 人 事 委 員 会 費	327,127	

款	項	金 額
	11 監 查 委 員 費	616,356
3 總 合 政 策 費		43,960,700
	1 總 合 政 策 管 理 費	3,994,863
	2 空 港 運 營 戰 略 推 進 費	95,264
	3 政 策 費	16,157,922
	4 国 際 交 流 費	256,687
	5 情 報 統 計 費	5,360,161
	6 地 域 創 生 費	1,020,626
	7 地 域 振 興 費	1,100,119
	8 交 通 政 策 費	12,407,897
	9 航 空 費	3,567,161
4 環 境 生 活 費		10,672,491
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,230,240
	2 環 境 政 策 費	2,283,048

款	項	金額
	3 循環型社会推進費	513,824
	4 気候変動対策費	2,545,904
	5 生物多様性保全費	614,979
	6 道民生活費	313,637
	7 消費者安全費	387,867
	8 文化振興費	666,462
	9 スポーツ振興費	527,871
	10 アイヌ政策費	588,659
5 保健福祉費		322,050,897
	1 保健福祉管理費	24,142,095
	2 地域医療費	6,555,045
	3 医務薬務費	568,104
	4 地域保健費	4,999,828
	5 国保医療費	81,792,102

款	項	金額
	6 食品衛生費	657,676
	7 地域福祉費	17,420,871
	8 施設運営指導費	7,402,203
	9 障がい者保健福祉費	55,765,679
	10 高齢者保健福祉費	71,173,616
	11 子ども子育て支援費	50,594,003
	12 災害救助費	979,675
6 経 済 費		108,045,498
	1 経 済 管 理 費	4,269,268
	2 経 済 企 画 費	420
	3 食 関 連 産 業 費	180,474
	4 観 光 費	496,666
	5 中 小 企 業 費	75,670,910
	6 国 際 経 済 費	60,055

款	項	金額
	7 産業振興費	16,121,743
	8 環境・エネルギー費	6,119,767
	9 科学技術振興費	946,137
	10 雇用労政費	598,324
	11 人材育成費	3,171,276
	12 労働委員会費	410,458
7 農政費		117,762,631
	1 農政管理費	8,723,436
	2 食品政策費	1,846,890
	3 農産振興費	6,195,656
	4 畜産振興費	13,622,760
	5 技術普及費	2,288,424
	6 農業経営費	7,551,557
	7 農地調整費	1,970,169

款	項	金額
	8 農 村 設 計 費	17,089,299
	9 農 業 農 村 整 備 事 業 費	54,621,516
	10 農 業 施 設 管 理 費	3,804,985
	11 農 村 計 画 費	47,939
8 水 產 林 務 費		61,450,768
	1 水 產 林 務 管 理 費	7,296,525
	2 水 產 經 營 費	3,394,822
	3 水 產 振 興 費	89,769
	4 漁 港 漁 村 費	22,855,337
	5 漁 業 管 理 費	1,086,953
	6 林 業 木 材 費	3,457,848
	7 森 林 計 画 費	701,916
	8 森 林 整 備 費	9,592,761
	9 治 山 費	10,766,079

款	項	金額
	10 森林活用費	235,458
	11 道有林費	1,973,300
9 建設費		205,105,468
	1 建設管理費	46,215,525
	2 維持管理防災費	5,466,208
	3 道路橋りょう費	72,671,200
	4 河川費	42,562,030
	5 砂防海岸費	21,211,600
	6 まちづくり推進費	57,984
	7 都市環境費	10,331,386
	8 公園下水道費	1,609,954
	9 建築指導費	1,363,500
	10 住宅費	32,973
	11 営繕費	3,583,108

款	項	金額
10	警察費	124,697,426
	1 警察管理費	119,576,286
	2 警察活動費	2,943,222
	3 交通安全施設費	2,177,918
11	教育費	394,268,161
	1 教育総務費	22,758,855
	2 小学校費	134,610,773
	3 中学校費	83,266,675
	4 高等学校費	97,948,307
	5 特別支援学校費	51,930,974
	6 学校教育費	1,329,018
	7 社会教育費	1,569,053
	8 保健体育費	854,506
12	災害復旧費	22,951,240

款	項	金額
	1 農地開発施設災害復旧費	1,052,847
	2 水産林業施設災害復旧費	2,666,943
	3 土木施設災害復旧費	19,231,450
13 公債費		775,626,190
	1 公債費	775,626,190
14 諸支出金		173,366,846
	1 繰出金	34,694,306
	2 諸費	138,672,540
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	2,609,664,272

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度札幌医科大学付属病院施設整備事業に係る工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	1,938,890
平成31年度道庁周辺地区新エネルギー導入事業に係る工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	32,388
平成31年度赤れんが庁舎改修事業に係る工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成34年度まで	7,540,222
平成31年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	元金について 3,490,600千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
平成31年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	元金について 212,500千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
平成31年度消防防災ヘリコプター格納庫等整備事業に係る工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	713,403
平成31年度総合行政情報ネットワーク改修事業に係る衛星無線更新工事に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	1,242,000
平成31年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成41年度まで	30,000
平成31年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成31年度から平成34年度まで	646,734
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	894,960
平成31年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	863,947

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成42年度まで	11, 111, 304
平成31年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成47年度まで	33, 349
平成31年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成31年度から平成51年度まで	105, 045
平成31年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成31年度から平成56年度まで	9, 518
東部居辺地区水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）に係る農業集落環境管理施設建設工事に関する債務負担行為	平成31年度から平成33年度まで	1, 172, 000
平成31年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成31年度から平成42年度まで	13, 430
平成31年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成31年度から平成52年度まで	475, 996
平成31年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	元金について 302, 868千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
本庁舎エスカレーター改修工事に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	113, 546
名寄合同庁舎長寿命化工事に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	97, 806
平成31年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成31年度から平成35年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 2, 109, 000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について

事 項	期 間	限 度 額
		年6%以内の額 借入資金に係る利 子について 国庫債務負担行 為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
愛別ダム電気機械設備工事に関する債務負担行為	平成31年度から平成34年度まで	436,000
平成31年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成31年度から平成55年度まで	544,180
平成31年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	1,653,991
平成31年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	元金について 総務費について 12,799,617千 円以内 教育費について 5,490,464千 円以内 の合計額 18,290,081千 円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
平成31年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成31年度から平成41年度まで	元金について 1,157,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	3,390,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	10,139,000	同上	10%以内	同上
財産管理費	193,000	同上	10%以内	同上
総合防災体制整備費	258,000	同上	10%以内	同上
消防学校施設整備費	839,000	同上	10%以内	同上
退職手当	6,000,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	900,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	5,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報ネットワーク施設整備費	1,798,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北海道新幹線 鉄道整備事業費	7,535,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	718,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	260,000	同上	10%以内	同上
大気環境対策費	6,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	52,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,432,000	同上	10%以内	同上
障がい者施設整備費	187,000	同上	10%以内	同上
中小企業近代化資金 貸付事業費	150,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	9,342,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,236,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	1,512,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	1,346,000	同上	10%以内	同上
農道整備 特別対策事業費	205,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村総合整備事業費	570,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林室整備費	141,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	8,659,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	486,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	126,000	同上	10%以内	同上
北の森づくり専門学院(仮称)整備費	231,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	483,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	5,655,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備特別対策事業費	876,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	2,708,300	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	22,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
				必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	6,711,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	24,366,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	14,153,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別対策事業費	3,081,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	401,000	同上	10%以内	同上
砂防費	6,608,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	507,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	1,168,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,470,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	510,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	3,002,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	1,148,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園費	473,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等営繕費	3,054,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	1,728,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	741,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	15,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	5,775,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	3,236,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	45,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	80,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	8,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	265,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	3,993,000	同上	10%以内	同上
借換債	399,900,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	87,000,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合計	638,898,300			

平成31年度北海道公債管理特別会計予算

平成31年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,234,623千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		241, 815
	1 財 産 運 用 収 入	241, 815
2 繰 入 金		485, 992, 808
	1 一 般 会 計 繰 入 金	399, 309, 502
	2 基 金 繰 入 金	86, 683, 306
歳 入 合 計		486, 234, 623

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		486, 234, 623	
	1 公 債 費	486, 234, 623	
歳 出 合 計			486, 234, 623

平成31年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,094,438千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		155,984,355
	1 負担金	155,984,355
2 国庫支出金		148,158,393
	1 国庫負担金	104,195,186
	2 国庫補助金	43,963,207
3 財産収入		340
	1 財産運用収入	340
4 繰入金		32,735,793
	1 一般会計繰入金	32,095,593
	2 基金繰入金	640,200
5 諸収入		167,215,557
	1 雑収入	167,215,557

款	項	金 額
歲	入 合 計	504,094,438

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 国民健康保険事業費		504,067,290	
	1 国民健康保険事業費	504,067,290	
2 諸 支 出 金		27,148	
	1 繰 出 金	27,148	
歳 出 合 計		504,094,438	

議案第4号

平成31年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ576,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		21,679
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,679
2 諸 収 入		554,847
	1 貸 付 金 収 入	458,137
	2 雑 入	96,710
歳 入 合 計		576,526

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	576,526	
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	576,526	
歳 出 合 計			576,526

平成31年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成31年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		160,811
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,811
2 繰 越 金		262,508
	1 繰 越 金	262,508
3 諸 収 入		597,076
	1 貸 付 金 収 入	531,383
	2 雑 入	65,693
4 道 債		150,000
	1 道 債	150,000
歳 入 合 計		1,170,395

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		313,409	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	313,409	
2 公 債 費		387,014	
	1 公 債 費	387,014	
3 諸 支 出 金		469,972	
	1 繰 出 金	339,950	
	2 諸 費	130,022	
歳 出 合 計		1,170,395	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	150,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.20%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成31年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成31年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,178,145千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		34,950
	1 財 産 運 用 収 入	950
	2 財 産 売 払 収 入	34,000
2 繰 入 金		3,982,244
	1 基 金 繰 入 金	3,982,244
3 諸 収 入		69,951
	1 一 般 会 計 借 入 金	69,951
4 道 債		10,091,000
	1 道 債	10,091,000
歳 入 合 計		14,178,145

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		14,178,145	
	1 公 債 費	14,178,145	
歳 出 合 計			14,178,145

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	10,091,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成31年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成31年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,597千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		119,286
	1 財 産 運 用 収 入	286
	2 財 産 売 払 収 入	119,000
2 繰 入 金		1,006
	1 基 金 繰 入 金	1,006
3 諸 収 入		41,305
	1 一 般 会 計 借 入 金	41,305
歳 入 合 計		161,597

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		161,597	
	1 公 債 費	161,597	
歳 出 合 計			161,597

平成31年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成31年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ685,193千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		884
	1 一 般 会 計 繰 入 金	884
2 繰 越 金		43,201
	1 繰 越 金	43,201
3 諸 収 入		641,108
	1 貸 付 金 収 入	641,108
歳 入 合 計		685,193

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		884	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	884	
2 公 債 費		411,582	
	1 公 債 費	411,582	
3 諸 支 出 金		272,727	
	1 繰 出 金	228,882	
	2 諸 費	43,845	
歳 出 合 計		685,193	

平成31年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成31年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,136
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,136
2 繰 越 金		37,826
	1 繰 越 金	37,826
3 諸 収 入		112,180
	1 貸 付 金 収 入	112,174
	2 雑 入	6
歳 入 合 計		153,142

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	153,142	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	153,142	
歳 出 合 計			153,142

平成31年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成31年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		787
	1 一 般 会 計 繰 入 金	787
2 繰 越 金		110,305
	1 繰 越 金	110,305
3 諸 収 入		43,001
	1 貸 付 金 収 入	32,332
	2 雑 入	10,669
歳 入 合 計		154,093

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	154,093	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	154,093	
歳 出 合 計			154,093

平成31年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成31年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,199,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		339,388
	1 使用料	339,388
2 国庫支出金		90,000
	1 国庫補助金	90,000
3 繰入金		114,605
	1 一般会計繰入金	114,605
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		178,043
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	170,213
	3 雑収入	7,820

款	項	金 額
6 道 債		477,000
	1 道 債	477,000
歲 入 合 計		1,199,136

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		653,303	
	1 公共下水道事業費	653,303	
2 公 債 費		543,117	
	1 公 債 費	543,117	
3 諸 支 出 金		2,716	
	1 繰 出 金	2,706	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		1,199,136	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	348,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	58,000	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	71,000	同上	10%以内	同上
合計	477,000			

平成31年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成31年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,979,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		458,611
	1 負担金	458,611
2 国庫支出金		1,019,000
	1 国庫補助金	1,019,000
3 繰入金		1,132,821
	1 一般会計繰入金	1,132,821
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		40
	1 雑収入	40
6 道 債		1,369,000
	1 道 債	1,369,000

款	項	金 額
歲	入 合 計	3,979,572

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		1,871,802	
	1 流域下水道事業費	1,871,802	
2 公 債 費		2,096,264	
	1 公 債 費	2,096,264	
3 諸 支 出 金		11,506	
	1 繰 出 金	11,496	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		3,979,572	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	148,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	424,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	446,000	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	499,000	同上	10%以内	同上
合計	1,369,000			

平成31年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成31年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,968,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,099,842
	1 使用料	5,099,842
2 国庫支出金		3,267,717
	1 国庫補助金	3,267,717
3 財産収入		5,081
	1 財産売却収入	5,081
4 繰入金		1,163,990
	1 一般会計繰入金	1,163,990
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		1,770,743
	1 一般会計借入金	1,686,446

款	項	金 額
	2 雜 入	84,297
7 道 債		4,660,700
	1 道 債	4,660,700
歲 入 合 計		15,968,173

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,285,220	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,285,220	
2 公 債 費		6,902,857	
	1 公 債 費	6,902,857	
3 諸 支 出 金		780,096	
	1 繰 出 金	780,086	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		15,968,173	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から平成32年度まで	3,010,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,506,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,154,700	同上	10%以内	同上
合計	4,660,700			

平成31年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成31年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,923,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		46,923,558
	1 一 般 会 計 借 入 金	23,709,000
	2 貸 付 金 収 入	23,214,558
歳 入 合 計		46,923,558

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	23,709,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	23,709,000
2	公 債 費	23,214,558	
	1	公 債 費	23,214,558
歳 出 合 計		46,923,558	

平成31年度北海道地方競馬特別会計予算

平成31年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,555,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,482
	1 手 数 料	5,482
2 財 産 収 入		421
	1 財 産 運 用 収 入	421
3 寄 附 金		30,000
	1 寄 附 金	30,000
4 諸 収 入		29,519,310
	1 収 益 事 業 収 入	26,306,821
	2 雑 収 入	3,212,489
歳 入 合 計		29,555,213

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		29,551,299	
	1 競 馬 総 務 費	21,082	
	2 競 馬 開 催 費	29,530,217	
2 諸 支 出 金		3,914	
	1 繰 出 金	3,914	
歳 出 合 計		29,555,213	

平成31年度北海道電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	282,401,000	キロワット時
(2) 主要な建設改良事業		
清水沢発電所改修事業	2,139,569	千円
発電監視制御システム改修事業	833,080	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 電気事業	収益	4,312,184 千円
第1項 営業	収益	4,169,220 千円
第2項 財務	収益	1,740 千円
第3項 営業外	収益	141,224 千円
支		出
第1款 電気事業	費用	2,908,039 千円
第1項 営業	費用	2,724,735 千円
第2項 財務	費用	127,362 千円
第3項 営業外	費用	2,491 千円
第4項 特別	損失	53,451 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,635,409千円は、過年度分損益勘定留保資金1,352,759千円、当年度分損益勘定留保資金495,009千円、減債積立金103,921千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金2,434,355千円及び当年度資本的収支調整額249,365千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収 入	856,193 千円
第1項 企 業 債	772,000 千円
第2項 補 助 金	19,854 千円
第3項 負 担 金	57,839 千円
第4項 長期貸付金償還金	6,500 千円

支 出	
第1款 資本的 支 出	5,491,602 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,237,860 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	881,649 千円
第3項 投 資	118,000 千円
第4項 繰 出 金	1,254,093 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度滝下発電所改修事業に関する債務負担行為	平成31年度から 平成32年度まで	千円 225,731
平成31年度清水沢発電所改修事業に関する債務負担行為	平成31年度から 平成32年度まで	566,861
平成31年度 슈퍼パロ発電所改修事業に関する債務負担行為	平成31年度から 平成33年度まで	138,188

2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり変更する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成30年度清水沢発電所改修事業に関する債務負担行為	平成30年度から 平成32年度まで	千円 2,147,149	平成30年度から 平成33年度まで	千円 2,147,149

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電監視制御システム改修事業	千円 772,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 696,247 千円
- (2) 交際費 120 千円

平成31年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	75	箇所
(2) 年間総給水量	95,237,172	立方メートル
(3) 一日平均給水量	258,095	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	204,984	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	1,140,367	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	832,412	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	497,679	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金
を一般会計から84,119千円、電気事業会計から118,000千円借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,374,459	千円
第1項 営業収益	2,037,107	千円
第2項 営業外収益	337,352	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,038,484	千円
第1項 営業費用	1,868,394	千円
第2項 営業外費用	139,875	千円
第3項 特別損失	30,215	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,060千円は、過年度分損益勘定留保資金324,009千円、当年度分損益勘定留保資金492,463千円及び当年度資本的収支調整額242,588千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,751,295 千円
第1項 企業債	1,849,000 千円
第2項 補助金	700,274 千円
第3項 他会計からの出資金	194,382 千円
第4項 他会計からの長期借入金	7,639 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,810,355 千円
第1項 建設改良費	2,905,504 千円
第2項 企業債償還金	898,351 千円
第3項 長期借入償還金	6,500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道 改修事業	千円 817,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区 工業用水道 改修事業	579,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上
石狩湾新港地域 工業用水道 改修事業	453,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 324,602 千円 |
| (2) 交際費 | 80 千円 |

平成31年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	142,819 人
外 来	241,523 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	390 人
外 来	990 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,161,749 千円
第1項 医業収益	7,519,898 千円
第2項 医業外収益	8,623,851 千円
第3項 特別利益	18,000 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	16,411,499 千円
第1項 医業費用	14,077,402 千円
第2項 医業外費用	2,311,362 千円
第3項 特別損失	22,735 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額537,631千円は、当年度分損益勘定留保資金537,631千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,162,888 千円
第1項 企 業 債	1,227,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	935,888 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,700,519 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,258,987 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,441,532 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度建設に係る子ども総合医療・療育センターの工事請負に関する債務負担行為	平成31年度から 平成32年度まで	千円 155,223

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 建 設 事 業	千円 1,227,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	8,468,299 千円
(2) 交 際 費	401 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,495,128千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	磁気共鳴断層撮影装置	1台
		電子カルテ・オーダーリングシステム一式	1台